

敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者等の人材確保及び本市への定住促進を図るため、採用活動を行う市内事業者等に就職した者が大学等の在学中に貸与を受けた奨学金について、市と市内事業者等が連携して当該奨学金の返還支援を行うに当たり、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校（修業年限2年以上の専門課程及び高等課程に限る。）、同法第50条に規定する高等学校、同法第63条に規定する中等教育学校の後期課程及び同法第72条に規定する特別支援学校の高等部をいう。
- (2) 市内事業者等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に定める信用金庫又は個人事業主（市内で事業を行っている者に限る。）のうち、次の要件をすべて満たすものとする。
 - ア 市内に事業所を有しており、市内の事業所において採用活動を行っていること。
 - イ 関係する法令等に違反していないこと。
 - ウ 市税の滞納がないこと。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 採用活動 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 募集、企業概要の説明、内定者決定など、市内事業所での正規雇用を目的とした採用に関する業務を主体的に行うこと。
 - イ 採用に関する業務を主体的には行っていないが、市内事業所での正規雇用を目的として、企業内他部署と連携して採用活動に関する業務を補助的に行うこと。
- (4) 連携事業者 市内事業者等で、次条に定める登録を受けた者をいう。
- (5) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
 - イ 地方公共団体が貸与する奨学金
 - ウ その他市長が認めるもの
- (6) 正規雇用 次のいずれにも該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間の定めのない雇用であること。
 - イ 1週間の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者（短時間

労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第
76条）第2条に規定する通常の労働者をいう。）と同等の労働契約を締結
し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。

（連携事業者登録）

- 第3条 市内事業者等であつて、その雇用する従業員に補助金を受けさせようとする
場合は、あらかじめ連携事業者として市に登録をしなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする市内事業者等は、連携事業者登録申請書（様式第1
号）を当該登録内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行
い、連携事業者として適正であると認めたときは、連携事業者登録通知書（様式第
2号）により、前項の規定による申請をした市内事業者等へ通知するものとする。
- 4 前項の登録を行った者が、登録の解除を行おうとするときは、連携事業者登録解
除届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合、届出書提出
日以降は市から連携事業者に就職した者に対する奨学金返還支援補助は行わないも
のとする。

（補助対象者）

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、
次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
- (1) 大学等を卒業し、連携事業者へ正規雇用で就職した者であること。
- (2) 市内事業所からの転職者でないこと。
- (3) 就職した日における年齢が35歳以下であること。
- (4) 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、補助を受ける各年度の11月1日時点に
おいて当該奨学金を返還中であり、かつ、その返還金の滞納がないこと。
- (5) 補助を受ける各年度の11月1日時点において市内に住所を有するものである
こと。
- (6) 補助を受ける各年度の11月1日時点において市内に所在する事業所に勤務し
ていること。

（補助対象予定者数の報告）

第5条 連携事業者は、市長から補助対象予定者数の報告を求められたときは、速や
かに報告を行うものとする。

（補助交付対象期間）

第6条 補助金の交付の対象とする期間は、補助金の初回申請年度から連続する3年
度とする。

（補助金の額）

第7条 各年度の補助金の額は、次の表に掲げる1から3のいずれかの額とし、各連携事
業者が選択した補助負担割合に応じて決定する。ただし、補助対象者の各申請年度の11
月1日における奨学金の元金返還残額（千円未満切り捨て。以下「元金返還残額」という。）
が同表に掲げる各年度の補助額を下回る場合は、元金返還残額を各年度の補助額とする。

	各年度の補助額			補助合計額	補助負担割合	
	1年度目	2年度目	3年度目		連携事業者	市
1	33万円	33万円	34万円	100万円	25%	75%
2	41万円	42万円	42万円	125万円	40%	60%
3	50万円	50万円	50万円	150万円	50%	50%

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者の補助1年度目の11月1日における奨学金の元金返還残額が、前項の表に掲げる補助合計額を下回る場合は、当該元金返還残額を補助合計額の上限（以下この項において「補助上限額」という。）とする。この場合において、補助上限額に達する年度の補助金の額は、補助上限額から既に交付した補助金の額を差し引いた額とし、前条の規定にかかわらず、補助上限額に達する年度を補助金の交付最終年度とする。

3 各年度の補助額のうち連携事業者が負担する額（以下「連携事業者負担額」という。）は、各年度の補助額に連携事業者の補助負担割合を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第4号）に、奨学金の貸与を証明する書類（貸与期間、貸与月額、貸与総額等が分かるもの）を添付して、就職先の連携事業者を経由して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、毎年度11月1日時点の状況に基づき、毎年度11月末日までに、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、就職先の連携事業者を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 労働条件等を明示した雇用契約書の写し
- (2) 雇用保険に加入していることを証明する書類の写し
- (3) 市内に所在する事業所で就業していることを証明する書類の写し
- (4) 住民票の写し（11月1日以降発行のものに限る。）
- (5) 卒業証明書等の写し
- (6) 11月1日時点の奨学金の元金返還残額及び滞納がないことを証明する書類の写し

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するも

のとする。この場合において、補助金交付決定額と交付確定額に差が生じたときは、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付確定通知書（様式第7号。以下「交付確定通知書」という。）を補助対象者に交付するものとする。

（連携事業者負担金の納付）

第12条 市長は、前条に定める補助金の額の確定後に、連携事業者負担額を算出し、連携事業者に通知するものとする。

2 連携事業者は、前項の通知を受けたときは、市長が定める期日までに連携事業者負担額を市に納付しなければならない。

（補助金の請求）

第13条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第8号）に交付決定通知書又は交付確定通知書のうち、既に通知を受けたものの写しを添付して、就職先の連携事業者を経由して市長に提出しなければならない。

（調査）

第14条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、必要があるときは連携事業者及び補助対象者に必要な書類の提出を求め、又は実態を調査することができる。

（交付決定等の取消し等）

第15条 市長は、前条の規定による調査等を行い、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明するに至ったとき。
- (2) 補助対象者が、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱の規定による連携事業者の登録、補助金の交付申請及び交付決定等に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

敦賀市長 あて

所在地
名称
代表者職氏名

連携事業者登録申請書

連携事業者の登録を受けたいので、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。なお、申請にあたり、要綱第 2 条第 2 号の要件を全て満たしていることを誓約します。

記

1 名称	
2 所在地	〒 福井県敦賀市
3 代表者職氏名	
4 ホームページ	
5 採用活動担当部署 (市内事業所内の部署)	(部署名) (TEL) (E-Mail) (担当者名)
6 支援対象者 1 人当 たり 3 年間の補助負担 額 (補助負担割合)	2 5 万円 5 0 万円 7 5 万円 (2 5 %) (4 0 %) (5 0 %) ※いずれかを□で囲んでください
7 添付書類	(1) 市内事業所等で採用活動(※)を行っていることを証明する 書類 (様式任意 (例) 企業説明会への申込書の写し等) (2) 申請日から 3 か月以内の市税完納証明書 (3) 登記簿謄本の写し ※市内事業所での採用活動とは以下のいずれかを言う ア 市内事業所での正規雇用を目的とした採用業務を主体的 に行うこと イ 市内事業所での正規雇用を目的として、企業内他部署と連 携して採用業務を補助的に行うこと ※(2)及び(3)は申請年度において敦賀市競争入札参加資格を有し ている場合は添付省略可。ただし本社が市外の場合は市内事業 者が委任先として登録されていること。

年 月 日

様

敦賀市長

連携事業者登録通知書

敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付要綱第3条第3項の規定に基づき、次のとおり連携事業者として登録をしましたので通知します。

記

1 登録日	年 月 日
2 連携事業者名称	
3 所在地	〒 福井県敦賀市
4 代表者職氏名	
5 採用担当部署	(部署名)
6 補助負担額	1人あたり3年間で 万円

(注意事項)

- ・採用予定者へ本補助金について説明する際は、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付要綱に定める内容を正確に説明するとともに、採用予定者が要件を満たすことを連携事業者においても十分に確認してください。
- ・連携事業者の誤認等により、返還支援の対象にならない者に対し、本補助金の対象であるような誤った説明を行ったことにより生じた問題については、市はその責を負わないものとします。また、このような場合においても、本補助金の交付は行いませんので注意してください。
- ・不明な点がある場合は、敦賀市役所商工貿易振興課に必ず事前確認をしてください。

年 月 日

敦賀市長 あて

所在地
名称
代表者職氏名

連携事業者登録解除届出書

連携事業者の登録を解除したいので届け出ます。なお、本届出にあたり、当社が雇用した又は雇用する予定の支援対象者への補助に関する事項は、全て当社で対応することを申し添えます。

記

（解除する登録内容）

1 登録日	年 月 日
2 連携事業者名称	
3 所在地	〒 福井県敦賀市
4 代表者職氏名	
5 採用担当部署	（部署名）
6 補助負担額	1 人あたり 3 年間で 万円

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

敦賀市長 あて

住所
氏名
連携事業者名

敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付申請書

年度敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

（参考 補助対象者の要件）

- (1) 大学等を卒業し、連携事業者へ正規雇用で就職した者であること
- (2) 市内事業所からの転職者でないこと
- (2) 就職した日における年齢が 35 歳以下であること
- (3) 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、補助を受ける各年度の 11 月 1 日時点において奨学金を返還中であり、かつ、その返還金の滞納がないこと
- (4) 補助を受ける各年度の 11 月 1 日時点において市内に住所を有するものであること
- (5) 補助を受ける各年度の 11 月 1 日時点において市内に所在する事業所に勤務していること

敦賀市指令第 号
年 月 日

様
(連携事業者名：)

敦賀市長

敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金については、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり交付することに決定しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額は、 円とします。
- 2 補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け補助金交付申請書に記載のとおりとします。
- 3 補助金の交付条件は次のとおりです。
補助を受ける年度の11月1日時点の状況に基づき、11月末日までに実績報告書に必要な書類を添えて、就職先の連携事業者を経由して市長に提出してください。

年 月 日

敦賀市長 あて

住所
氏名
連携事業者名

敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金実績報告書

年 月 日付け敦賀市指令第 号で交付決定を受けた 年度敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金について、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添え次のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 労働条件等を明示した雇用契約書の写し
- (2) 雇用保険に加入していることを証明する書類の写し
- (3) 市内に所在する事業所で就業していることを証明する書類の写し
- (4) 住民票の写し（1 1 月 1 日以降に発行のもの）
- (5) 卒業証明書等の写し
- (6) 1 1 月 1 日時点の奨学金の元金返還残額及び滞納がないことを証明する書類の写し

様式第 7 号（第 11 条関係）

敦賀市指令第 号
年 月 日

様

敦賀市長

敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け敦賀市指令第 号で交付の決定をしました 年度敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金については、敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

敦賀市官民連携奨学金返還支援補助金交付請求書

請 求 金 額	円
---------	---

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で交付決定のあった敦賀市官民連
携奨学金返還支援補助金について、上記金額を請求します。

年 月 日

敦賀市長 あて

住所
氏名

振 込 先 (該当に○を記入)	銀行・信用金庫 その他 本店・支店							
口座種別 (該当に○を記入)	普通 ・ 当座							
口座番号	No.							
フリガナ 口座名義	(フリガナ)							

添付書類： 交付決定通知書の写し
額の確定通知書の写し ※該当がある場合